

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

鳥取市長 深澤義彦

### 鳥取市条例第37号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市河原町コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設	鳥取市河原町山手
--------------------	----------

別表第2鳥取市河原町コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

鳥取市河原町国英地区 コミュニティ施設	多目的交流室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	和室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	屋内運動場	1時間につき 250円	1時間につき 250円

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。